

希少野生動植物保護回復事業計画について

自然保護課

1 事業計画について

長野県では開発、里山の利用形態の変化、外来生物、温暖化などの影響により、希少種をはじめとする長野県の豊かな生物多様性が脅かされている。

県では種の保全を図るため、希少野生動植物保護条例により指定種（80 種類）の捕獲規制を実施するほか、指定種の保護回復を図るための保護回復事業計画を策定している。

2 根拠条例

長野県希少野生動植物保護条例（平成 15 年長野県条例第 32 号）

第 31 条 知事は、保護回復事業の適正かつ効果的な実施に資するため、審議会、事業者及び県民等の意見を聴いて保護回復事業計画を定めるものとする。

3 保護回復事業計画策定種

- ・平成 18 年度～平成 32 年度（15 年間）で 15 の指定種について計画を策定する予定。
（生物多様性ながの県戦略(H23 公表)、指標 H22 年度 8 種類 → H32 年度 15 種類）

計画策定年度	評価検証年度	分 類	種 名
平成 18 年度	平成 25 年度	維管束植物	ヤシャイノデ
		脊椎動物	イヌワシ
平成 19 年度	平成 26 年度	維管束植物	タデスミレ
		無脊椎動物	オオルリシジミ
平成 20 年度	平成 29 年度予定	維管束植物	ホテイアツモリ
		脊椎動物	ライチョウ
平成 21 年度	平成 30 年度予定	無脊椎動物	ミヤマシロチョウ
平成 22 年度	平成 29 年度予定	維管束植物	ササユリ
平成 23 年度	平成 30 年度予定	無脊椎動物	フサヒゲルリカミキリ
平成 24 年度		脊椎動物	ブッポウソウ
平成 25 年度		維管束植物	アツモリソウ
平成 26 年度		無脊椎動物	チャマダラセセリ
平成 27 年度		脊椎動物	シナイモツゴ
平成 28 年度		無脊椎動物	ゴマシジミ
計			策定済み：14 種類

4 計画の策定効果

- ・危機的状況が切迫した指定種について、具体的かつ効果的な保護回復手法を明確化。
- ・具体的な手法を明示し、県民主体による保護活動の地域定着を図る。

5 過去に策定した計画の評価検証

計画策定後、概ね 5 年を経過した計画について、保全対策の進捗管理と計画の有効性を確認するため、平成 25 年度から策定済計画の評価検証をスタートした。

平成 25 年度はヤシャイノデとイヌワシ、平成 26 年度にタデスミレとオオルリシジミの評価検証を実施した。平成 29 年度はホテイアツモリ、ライチョウ、ササユリの評価検証を実施する。

6 評価検証のスケジュール（予定）

[illegible]

平成29年度 希少野生動植物保護対策専門委員名簿

(50 音順、敬称略)

	氏 名	役 職 等
学識経験者 (植 物)	つちだ かつよし 土田 勝義	信州大学 名誉教授 2012 年～2014 年 県版レッドリスト改訂委員
	もとじま きよと 元島 清人	長野県植物研究会会員 日本植物分類学会 絶滅危惧植物調査員
学識経験者 (脊椎動物)	いちかわ あきお 市川 哲生	農学博士 2012 年～2014 年 県版レッドリスト改訂委員会専門部会委員
	なかむら ひろし 中村 浩志	信州大学 名誉教授 2012 年～2014 年 県版レッドリスト改訂委員
学識経験者 (無脊椎動物)	なかむら ひろし 中村 寛志	信州大学 名誉教授 2012 年～2014 年 県版レッドリスト改訂委員
	ふじやま しずお 藤山 静雄	信州大学 名誉教授 2012 年～2014 年 県版レッドリスト改訂委員
NPO 民間団体等	ふくえ ゆうこ 福江 佑子	NPO 法人 生物多様性研究所 あーすわーむ 理事
	ふじた たく 藤田 卓	(公財)日本自然保護協会
行 政	なかの けいいち 中野 圭一	環境省 中部地方環境事務所 長野自然環境事務所 統括自然保護企画官
	とみおか こういちろう 富岡 弘一郎	林野庁 中部森林管理局 計画課長

合 計 10 名 (男性 9 名、女性 1 名)

ホテиаツモリ保護回復事業計画

本計画は長野県希少野生動植物保護条例に基づき、指定希少野生動植物について、その個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の維持又は保護増殖を促進するための事業、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系の保全・回復及び再生をするための事業その他保護を図るための事業について定めるものである。

本種は平成 16 年 2 月 19 日付けで特別指定希少野生動植物に指定された植物で、絶滅の危険性が高いが、今後、地元住民の保護活動が期待される種である。

1 種の説明

(1) 種の特徴

ホテиаツモリ : *Cypripedium macranthum*
var. *hotei-atsumorianum*

亜高山帯に生える多年生の地生ランで、茎は高さ 20～40cm 程度、葉は楕円形で有毛、互生する。

花は 6～7 月に開花し、直径が 10cm 程、紅紫色を有する。

アツモリソウに似ているが、唇弁の形がやや円く、アツモリソウよりも色が濃くて大きい特徴を持つ。



(2) レッドリストカテゴリー

長野県版レッドリスト（2002）：絶滅危惧ⅠA類

（近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種）

環境省版レッドリスト（2007）：絶滅危惧ⅠA類

（近い将来における野生での絶滅の危険性が極めて高い種）

(3) 分布

日本固有種であり、本州で生育が確認されている県は、長野・山梨・福井の各県のみである。環境省版レッドデータブック（2000）では、現存するメッシュ数は 5 メッシュ、繁殖個体数は計約 100 個体と推測される。

(4) 絶滅危惧の要因

園芸用の採集・植生の遷移及びニホンジカによる食害や踏み付けが主要因となっている。

2 現 状

(1) 県内における生育状況

長野県版レッドデータブック（維管束植物編）（長野県 2002）では富士見町に自生するのみとされている。

2008年に富士見町ほかで野生株の調査を行った結果、確認された現存個体数は9株のみであり、その内開花個体は3株であり、野生株の絶滅が懸念されている。

自生地は、当面は開発等の可能性は低いと考えられるものの、ニホンジカによる食害や踏付けが懸念され、また、生育地の周辺において土砂崩落も発生している。

なお、旧奈川村誌自然編では生育の記述があり、調査を行う必要がある。

(2) 富士見町における保護活動

富士見町では、住民、企業、学校、行政が連携してホテイアツモリを保護するための組織「富士見町アツモリソウ再生会議」を平成18年度に立ち上げるとともに、平成19年度には「富士見町のアツモリソウ保護条例」を制定した。

保護活動については、自生地の監視や啓発看板の設置などを行っている。

また、野生個体保護のために、野生の開花個体を人工交配し、出来た種子を用いて自生地直播及び無菌培養を行っている。

さらに、無菌培養により育成させた個体から、種子を取り自生地に播種することで、野生個体数の回復を目指している。

(3) その他

本種は、長野県希少野生動植物保護条例において特別指定希少野生動植物に指定され、規制の対象となっているが、近年、違法な採取等の事例は報告されていない。

自然公園指定植物（南アルプス国立公園・県立公園）、国内希少野生動植物種であり、同時に特定国内希少野生動植物種である。

3 課 題

(1) 野生個体数の保護

2008年に富士見町で確認されている野生株は9株のみであり、これ以上の減少は野生株の消滅を意味しているため、保護の対策を講ずる必要がある。

(2) 野生個体数の回復

現存個体数が限られているため、野生株の人工交配などを行い、野生個体数の回復を図る必要がある。

また、人工増殖技術を開発し、野生個体数の回復を図る必要がある。

4 事業の目標

ホテイアツモリの自生地の保護を図りながら、増殖技術の開発を進めることにより、野生個体数の回復を図る。

その上で本種が自然状態で安定的に維持される状態とすることを目標とする。

5 事業の区域

富士見町

6 保護回復事業のために緊急に取り組むべき事項

(1) 監視活動と啓発活動

盗掘防止のため効果的な監視活動と普及啓発活動に取り組む。

(2) ニホンジカの食害等の対策

ニホンジカの食害や踏付けを防止する防護ネット柵を設置する。

(3) 土砂崩落の対策

土砂崩落に対しては土留施設などを設け、生育基盤の保全を図る。

(4) 人工交配及び増殖事業等の実施

- ①野生株の人工交配については、開花状況や過去の人工交配履歴などを考慮し行う。
- ②野生株の人工交配により採取した種子を自生地に播種を行う。
- ③野生株の人工交配により採取した種子から無菌培養で育成した個体を、人工交配により結実させ、その種子を自生地に播種を行う。
- ④育成した個体の植え戻しを行うときには、必要性・方法・場所についてラン科植物の専門家と十分協議を行い、周辺の環境をよく調査し、野生株の人工交配により採取した種子より育成した個体を用いる。

以上の播種及び植え戻しなどを行った場合には、必ず記録に残す必要がある。

なお、自生地とは、現在の野生株の生育地及びその周辺を指す。

(5) 原種の保存

原種の保存を図るため、生育環境のデータを取り種子の保存及び系統保存を行う。

(6) モニタリング

野生株、自生地播種及び植え戻し苗の追跡モニタリングを行い、対策の効果や有効性について検証を行う。また、生育環境の把握にも努める。

7 情報収集活動

ホテイアツモリの新たな生育情報があり次第、情報の収集や調査に努める。

8 地域との協働

本種の保護回復にあたっては、計画から実施にいたるまで関係地域の住民の理解と協力が不可欠であり、また地域の団体や企業・専門家の協力が不可欠である。

このため、普及啓発を図り、保護の必要性及び事業実施状況等に関する普及啓発を推進するとともに、地域の適切な保護回復活動の展開が必要である。

9 スケジュール

概ね 5 年で、事業による効果を検証、評価し、保護回復事業計画の見直し等について検討する。

10 参考文献

- ・長野県（2002）長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅のおそれのある野生生物～(維管束植物編)。長野県、長野。
- ・環境庁（2000）改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物―レッドデータブック― 8 植物 I (維管束植物)。
- ・富士見町アツモリソウ再生会議（2008）富士見町アツモリソウの里環境保全事業計画
- ・IUCN種の保存委員会ラン専門家部会（2006）ランの植え戻しガイドライン
- ・奈川村（1992）奈川村誌自然編

11 関係者

長野県希少野生動植物保護対策委員会

福江佑子、柳澤昭夫、横谷武司、土屋富二男、土田勝義、中山 洌、横内文人
中村浩志、両角源美、吉田利男、中村寛志、平沢伴明、藤山静雄、吉田正人

長野県希少野生動植物保護対策委員会 植物小委員会

中山 洌、横内文人、土田勝義

長野県環境保全研究所

大塚孝一、尾関雅章

富士見町アツモリソウ再生会議

中山 洋、名取 陽、伊藤一成

ライチョウ保護回復事業計画

本計画は長野県希少野生動植物保護条例に基づき、指定希少野生動植物について、その個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の維持又は保護増殖を促進するための事業、その個体の生息地又は生育地及びこれらと一体となった生態系の保全・回復及び再生をするための事業その他保護を図るための事業について定めるものである。

ライチョウは平成17年3月22日付けで同条例に基づく指定希少野生動植物に指定された脊椎動物（鳥類）である。また、文化財保護法に基づく国の特別天然記念物（昭和30年2月15日指定）、長野県の県鳥（昭和41年8月8日指定）、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律に基づく国内希少野生動植物種（平成5年4月1日指定）に指定されており、広く県民の保護活動が期待される種である。

1 種の説明

(1) 種の特徴

ライチョウ：*Lagopus mutus*

ライチョウ *Lagopus mutus* は、北半球の亜寒帯と寒帯に広く分布し、ツンドラ地帯や高山帯に生息する。

日本のライチョウ *Lagopus mutus japonicus* はその1亜種であり、本州中部の高山帯のみに生息する。世界の最も南に分布する孤立した個体群であり、氷河期の遺存種の代表的なものとされる。近年の遺伝子解析により、約6万年前頃に大陸から分化したと考えられる。また、北・南アルプスに各々中心となるハプロタイプがあり、山域により遺伝的な分化が進行している。



全長約37cm、翼長18 - 19cm。雌雄異色。雄の夏羽は、頭部から背、肩羽は黒色と黒褐色の斑模様、眼上に赤い肉冠が発達。雌の夏羽は黄褐色、黒色、白色の斑模様。雌雄とも翼と腹部は白色、尾羽は黒色。冬羽は全身白色で、尾羽は黒色。雄は目の前後が黒色。

主な食物は植物の芽や種子等であるが、小動物も採餌する。繁殖期は4 - 8月。6月頃、ハイマツ林等の地面に浅い窪みをつくり、5 - 7卵産む。雌だけが抱卵、約22日で孵化。ヒナは早成性で、孵化後まもなく雌親とともに巣を離れる。夏の間は家族群で行動し、冬には群れとなる。

標高2,400m以上の森林限界上部の、ハイマツ林や雪田植生に生息する留鳥であり、厳冬期には森林帯上部にも移動する。

(2) レッドリストカテゴリー

長野県版レッドリスト（２００４）：絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険性が増大している種）

環境省版レッドリスト（２００６）：絶滅危惧Ⅱ類（絶滅の危険性が増大している種）

2 現 状

(1) 県内における生息状況

北・南アルプスや乗鞍岳、御岳山の高山帯に生息する。一方、中央アルプスでは絶滅している。

生息数は全国で約 3000 羽（1984 年信州大学調査）と推定されているが、近年、南北アルプスや御岳山等では減少傾向にある。

なお、県内の事例を挙げると、北アルプス後立山（五竜岳～七倉岳）におけるライチョウの推定なわばり数は 52（2006 年信州大学調査）であり、1980 年調査結果（推定なわばり数 98 信州大学調査）の 53%に減少しているとの報告がある。

(2) 絶滅危惧の要因

観光開発、登山者等による攪乱やゴミによる環境悪化、それに伴うキツネやカラス類等捕食者の増加や病原菌等の感染などが考えられる。

最近では、地球温暖化の影響やニホンジカによる高山帯の植物への食害などにより、ライチョウの生息環境悪化が懸念される。

(3) その他

市立大町山岳博物館では、現在中断中であるが、昭和 38 年から平成 16 年までの間生息域外保全（低地飼育）を実施し、飼育繁殖技術の確立を目指した努力が行われてきた。

3 課 題

(1) ライチョウに関する情報の蓄積

ライチョウの生息数、その生息環境である高山帯の気象や植生状況等について必ずしも十分な情報の蓄積がないのが現状である。

(2) 野生鳥獣による生息環境の変化

近年、ニホンジカが高山帯に進出してきている。南アルプスでは高山帯の植生がニホンジカの食害により減少するなど、ライチョウの生息する高山帯の環境に深刻な影響を与えている。一方、北アルプス山麓においてもニホンジカの活動が確認されており、今後ニホンジカの分布拡大による高山帯の環境悪化が懸念されている。

他には、ニホンザルやキツネ、カラス類、チョウゲンボウ等の野生鳥獣の高山帯への侵入も増加しており、ライチョウが採餌する高山植生を採食したり、ライチョウの卵やヒナ等が襲われるなどの被害が懸念される。

(3) 人間活動による影響

ライチョウの生息域において、人間の入込みやペットの持込みに伴い、ゴミや病原菌汚染による生息環境悪化が懸念される。

また、一部の高山帯地域への冬季スキーヤー等の大量の入込みにより、ライチョウの生息が直接的に脅かされる恐れが指摘されている。

(4) 地球温暖化の進行

地球温暖化による気候変動は高山帯においても気温の上昇をもたらし、氷河期の遺存種であるライチョウをはじめ高山帯に生息生育する生物にとって深刻な影響を及ぼすことが懸念される。

4 事業の目標

ライチョウの生息環境の保全、及び減少域での野生個体数の増加を図ること。

5 事業の区域

長野県全域

6 保護回復事業のために緊急に取り組むべき事項

本種の保護回復事業計画を実効あるものとするためには、各種保護活動を行う事業者、国及び地方公共団体並びに山小屋関係者や登山・観光客等様々な関係者の理解と協力が必要であり、県は率先して調整に努めるとともに、必要に応じ自ら保護回復事業に取り組むものとする。

(1) モニタリングの実施・分析

ライチョウの生息数や生息環境等の継続的なモニタリング調査を行い、ライチョウの生息数の増減やその増減の要因となる生息環境等の変化を分析する。

対象山域としては、過去からのデータも活用できる後立山連峰などが想定される。

(2) 普及啓発活動の推進

ライチョウ及びその生息環境を含む山岳環境全体の保全を図るため、広く県内外の人々に対して啓発活動に取り組むとともに、高山帯への入込み客等に対してマナーを遵守するよう指導を進めていく。

(3) 高山植生の復元

ニホンジカの食害や人の踏付けなどにより高山植生が衰退したり裸地化した箇所の復元を図る。

(4) 飼育繁殖技術の確立

ライチョウの保護のためには、その生息域である高山帯での保全（生息域内保全）とともに、生息域外においてライチョウの飼育繁殖技術を確立し、野外個体群の存続が危ぶまれるときには、生息域内への人工繁殖個体の復帰を目指す事も必要となる。そのため、この飼育繁殖技術を確立するために生息域外保全の推進を図る。

(5) ニホンジカ個体数調整の推進

ニホンジカ個体数の増加による高山帯への進出や分布拡大を防止するために、特定鳥獣保護管理計画による計画的な個体数調整の推進を図る。

(6) カラス捕獲の推進

カラス類の増加は、高山帯でのライチョウの繁殖への被害も懸念されているため、農業被害防止のための有害鳥獣捕獲を進めて、個体数の抑制を図る。

(7) スキーヤー等による影響の未然防止

高山帯地域への冬季スキーヤー等の大量の入込みによって、ライチョウ及びその生息環境に影響を及ぼす事態を未然に防止するための対策を図る。

7 情報収集活動

ライチョウの動向を分析していくためには、ライチョウの個体数とともに生息環境の変化についても分析が必要となる。そのため、高山帯において過去の各種調査により収集された関係情報を入手・集約するよう努めるものとする。

また、登山者等から、ライチョウの生息情報とともに、ライチョウの生息に影響を与える野生鳥獣の目撃情報について収集を図るものとする。

8 スケジュール

概ね5年で、事業による効果を検証、評価し、保護回復事業計画の見直し等について検討する。

9 参考文献

- ・長野県（2004）長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅の恐れのある野生生物～（動物編）．長野県、長野．
- ・環境省（2002）改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー鳥類．
- ・大町山岳博物館（1992）ライチョウ 生活と飼育への挑戦．
- ・中村浩志（2006）雷鳥が語りかけるもの．

10 関係者

長野県希少野生動植物保護対策委員会

福江佑子、柳澤昭夫、横谷武司、土屋富二男、土田勝義、中山 洌、横内文人、
中村浩志、両角源美、吉田利男、中村寛志、平沢伴明、藤山静雄、吉田正人

長野県希少野生動植物保護対策委員会 脊椎動物専門小委員会

中村浩志、両角源美、吉田利男

長野県環境保全研究所

堀田昌伸

長野県希少野生動植物保護対策委員会 脊椎動物専門小委員会 協力者

北原正宣、肴倉孝明、宮野典夫

ササユリ保護回復事業計画

本計画は長野県希少野生動植物保護条例に基き、指定希少野生動植物について、その個体（卵及び種子を含む。以下同じ。）の維持又は保護増殖を促進するための事業、その個体の生息地または生育地及びこれらと一体となった生態系の保全・回復及び再生をするための事業その他保護を図るための事業について定めるものである。

ササユリは平成 16 年 2 月 19 日付けで指定希少野生動植物に指定された植物で、個体数が減少しつつあるが、今後、県民主体の保護活動が期待される種である。

里山生態系の象徴ともいえる本種の保護回復を図るためには、県や市町村、地域住民、NPO 等様々な主体が、広範囲に連携し、生物多様性の豊かな里山を保全していくことが求められる。

1 種の説明

（1）種の特徴

種 名 ササユリ：*Lilium japonicum*

山地の林野や草原に生える多年草。葉がササに似ていることからこの名がある。6 月から 7 月に白色から淡紅色の筒状の花をつける。日本の固有種。



（2）レッドデータブックカテゴリー

長野県版：準絶滅危惧種

（生育状況の推移から見て、種の存続への圧迫が強まっていると判断される種）

環境省版：記載なし

（3）分布

本州の中部地方から九州にかけて分布する。

（4）絶滅危惧の要因

園芸を目的とした採取や自生地の自然遷移による減少が危惧されている。

2 現 状

（1）県内における生育状況

長野県版レッドデータブック（維管束植物編）（長野県 2002）では、出現するメッシュ数 67（※）。県北部・中部・南部に分布する。

（※ … 県内を約 5km 四方に区画した全 615 メッシュ中の出現数。）

下伊那地域の調査においては、アカマツ林や落葉広葉樹林内の明るい林床や草原等に自生している。これらは、かつて自生地であったが、その後樹木の生長や森林化に伴い

ササユリの生育が確認できなくなった箇所であり、上層木を間伐したことにより、再びササユリが生育してきたところである。

本地域では、6月下旬から7月上旬にかけて開花し、晩秋には種子をつける。花粉を媒介するのはスズメガやヤガの仲間といった夜行性のガ類であり、これらの生息する豊かな里山環境があつてはじめて本種は生育しているといえる。

(2) 地域における保護活動

下伊那地域には多くの保護団体が存在しており、間伐や草刈等の環境整備や、盗掘を防止するための監視活動、啓発活動等を実施している。

また、平成19年には、保護団体・学術団体・希少野生動植物保護監視員・警察・行政関係者から成る「南信州・希少野生植物保護対策会議」が設立され、情報交換等を行っている。

そのほか、上伊那・木曽・北安曇地域等でも保護活動が行われている。

(3) その他

- ・ 県条例：指定希少野生動植物（平成16年2月19日指定）
- ・ 自然公園法の指定植物（上信越高原国立公園、中部山岳国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、天竜奥三河国定公園）

下伊那郡売木村、木曽郡上松町では町村花となっているほか、旧三岳村、旧奈川村でも村花となっていた。

昭和40年代くらいまでは、薪や炭、採草などで人々がかかわり、多様な植生が広がっていた里山では、ササユリはありふれた植物として見られた。初夏に人目を引く淡紅色の花が彩り、芳香を漂わせていたササユリは、里山生態系の象徴ともいえる。しかし、生活様式の変化に伴い薪炭林や採草地としての利用が行われなくなったことにより、アカマツ林やコナラ林等の高木群落に変化し、ササユリをはじめとした里山に生育する多様な動植物は減少してきている。

3 課 題

(1) 自生地の保護・管理

本種は、薪炭林や採草地など人為により保たれてきた里山などに生育していたが、近年では里山に人の手が入らなくなり、里山の草原環境というものが減少してきている。本種を保護回復していくためには、かつて人為により保たれてきた里山の自然環境全体を回復していくことが必要である。

そのため、現在、生育が確認されている箇所では、間伐や草刈等を実施することにより、本種の生育に適した環境を維持していくことが求められる。

一方、過去に生育していたが自然遷移の進行等によって個体が見られなくなった箇所については、間伐等の手入れを進めることにより、埋土種子の発芽生長を促す必要がある。そのためには、里山の利用促進を進めることにより、豊かな多様性のある里山の自然環境を回復していくことが求められる。

また、個体の安易な移植等による地域個体群の交雑を防止するため、自生地毎の管理が必要となる。

(2) 採取防止及び普及啓発

園芸を目的とした球根の盗掘や、観賞を目的とした地上部の採取による個体への負荷等によって個体数が減少しているため、監視活動の実施が求められる。

また、里山生態系の象徴ともいえるべき本種については、地域全体で守っていくという意識を醸成していくことが重要であり、県民等に対して広く普及啓発していく必要がある。

(3) 野生鳥獣による食害対策

ニホンジカやイノシシ、ニホンザル等による食害が存在するとされているが、被害の程度が確認されていないことから、野生鳥獣による食害の実態を把握する必要がある。

また、食害の深刻化が予想される場合には、食害防止対策について検討する必要がある。

(4) 生育状況・生育環境調査

県内に広く自生しているが、本種の生態や生育適地についてはまだ不明な部分があることから、自生地における生育状況や、生育環境などの調査を行って情報の集積を進め、本種の生育に適した環境について分析・把握する必要がある。

(5) 生育地の管理手法

多くの団体が保護活動を実施しているが、手法や実施時期が様々であることから、(4)の結果を踏まえ、本種の生育・繁殖に配慮した自生地の適切な管理手法を確立する必要がある。

(6) 保護活動の広がり

県内各地にササユリの生育地は存在しているが、保護団体相互の連携・情報交換が行われているのは下伊那地域に見られるのみで、他の地域では保護活動がないところもある。里山生態系の象徴ともいえる本種を保護していく上では、地域住民等が里山に係る仕組みが必要であり、下伊那地域以外においても保護団体相互の連携による面的な保護活動が求められる。

4 事業の目標

生育地や個体群を現状以上に減少させないことを目標とする。そのために、様々な主体が連携して保護対策を推進できるように、保護活動団体のネットワーク化を図る。

5 事業の区域

長野県下全域

6 保護回復のために取り組む事項

A. 短期的取り組み

(1) 生育環境整備の推進

ササユリが生育する環境を整えるため、間伐や草刈等を実施する。

(2) 監視活動及び普及啓発活動の推進

盗掘を防止するために、効果的な監視体制を整備して、看板設置や監視活動に取り組む。また、本種の生育する里山の自然環境を地域全体で守っていく意識を醸成していくため、広く普及啓発活動を推進していく。

(3) 情報収集とモニタリング

本種の生育範囲は県内に広く分布しているが、その生態やかつての自生地状況などの情報はまだ未解明な部分がある。そのため、地域を定めて、モニタリング調査や播種等による生態調査を進め、生育適地の分析・把握を行う。

また、ニホンジカやイノシシ、ニホンザル等による食害の懸念があることから、野生鳥獣被害の実態を把握する。

情報収集とモニタリングは様々な主体が進め、県が取りまとめを進める。

(4) 管理手法の作成

各活動団体が効率的に保護・管理を行っていくことができるよう、本種の生態を考慮した適切なガイドラインを作成する。作成は県が中心となって進める。

(5) 保護活動団体のネットワーク化

地域で活動する各団体が、上記(1)～(4)について互いの取組みなどの情報を交換・共有し、連携して活動することにより、効率的に生育環境の保全・回復を推進することができるよう、下伊那地域での事例を参考として、各地の保護活動団体のネットワーク化を進める。

B. 中長期的取り組み

(6) 地域住民による保全体制の確立

身近な里山に生育する本種の保護を図るには、多くの主体が継続的に取り組むことが不可欠である。

そのため、里山を地域全体で守り育てていくという意識を醸成し、里山の整備を促進する利用の仕組みや体制作りを進めていくことにより、希少野生動植物ササユリをはじめとした里山の豊かな自然環境の保全を図る。

7 スケジュール

短期的取り組みについて、概ね5年で、事業による効果を検証、評価し、保護回復事業計画の見直し等について検討する。中長期的取り組みについては、短期的取り組みの進捗

を踏まえたうえで、適宜検討するものとする。

8 参考文献

- ・長野県（２００２）長野県版レッドデータブック～長野県の絶滅のおそれのある野生生物～（維管束植物編）．長野県、長野．
- ・環境庁（２０００）改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物ーレッドデータブックー 8 植物Ⅰ（維管束植物）．
- ・長野県植物誌編纂委員会(編)（１９９７）長野県植物誌．信濃毎日新聞社、長野
- ・千葉悟志（２００４）ササユリはスズメガ媒植物!?. 山と博物館第 49 巻第 1 号：2-4
- ・千葉悟志・清水建美（２００４）長野県準絶滅危惧ササユリの生活史及び訪花昆虫-日本産草本植物の生活史研究プロジェクト報告第 4 報-．長野県植物研究会誌 37:1-8
- ・稲垣栄洋（２００５）生態的特性の解明と到花年数の短縮によるササユリ（*Lilium japonicum* Thumb.）の自生地保全および園芸利用に関する研究．
- ・稲垣栄洋（２００３）里山構成植物ササユリ（*Lilium japonicum* Thumb.）の生態特性．日緑工誌 29(1):80-84
- ・内川公人（２０１０）日本の野生ユリの今…．松本生談会出版、長野

9 関係者

長野県希少野生動植物保護対策委員会

福江佑子、藤田卓、宮本義彦、井上隆裕、瀬下明久、土田勝義、中山洵、横内文人、
中村浩志、両角源美、吉田利男、中村寛志、平沢伴明、藤山静雄

長野県希少野生動植物保護対策委員会 植物専門小委員会

土田勝義、中山洵、横内文人

伊那谷自然友の会

小林正明

梅ヶ久保自然愛護会

奥田祐三

ササユリ山の会

舘林孝一

ササユリを育てる会

水野勇、松沢秀和、水野兼次

飯田市水道環境部環境課

増田寿匡

飯田市美術博物館

蛭間啓

市立大町山岳博物館

千葉悟志

長野県環境保全研究所

大塚孝一、尾関雅章